

！ 選挙管理委員会からのお知らせ

投票区および投票所の変更方針について意見を募集します

町では現在、町内 8 か所に投票区を設け、各投票区に投票所を設置して選挙を執行しています。しかし、第 8 投票所として使用している「さくら保育園」は、令和 9 年度中に閉園となる予定です。

このため、町では新たな第 8 投票所を設置する必要がありますが、単に投票所を移転だけでなく、町民の皆さんにとってより利便性が高い環境を整えることを目指しています。

そこで、隣接する投票区との影響を踏まえ、投票区と投票所の見直しに関する方針（案）を策定したので、この方針について町民の皆さんからご意見を募集します。



● 募集期間 6月8日(月)～7月8日(水)

● 意見を提出できる方 町内在住の方

● 資料の閲覧 町ホームページ、選挙管理委員会事務局（総務課内）

● 意見の提出方法 (1)web フォーム (2)メール (3)郵便 (4)FAX

(5) 役場 2 階 選挙管理委員会事務局（総務課内）へ提出（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

※住所、氏名、連絡先を明記してください。

※電話などによる口頭での意見はお受けできません。ご了承ください。



若者の期日前投票の投票立会人を募集します

投票所で、選挙が適切に行われているか確認していただく方を募集します。選挙制度などについて詳しい知識は必要ありません。政治や選挙について、理解を深めてみませんか。



投票立会人とは

投票管理者のもとで、主に以下のような手続きに立ち会います。

①投票所の開閉 ②投票箱に何も入っていないことの確認（初日のみ） ③投票者が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投函し、退場するまでの確認 ④投票箱の閉鎖 など

● 立会日

期日前投票期間（告示（公示）日の翌日～投票日前日）のうち希望する日 ※選挙ごとに期間が異なります。

● 立会場所

役場 1 階 多目的室 ※選挙ごとに町選挙管理委員会が決定します。

● 応募資格

川島町に住民登録があり、選挙人名簿に登録されている 18 歳～ 29 歳の方

※特定の候補者の選挙運動や政治活動に携わる方は、応募をご遠慮ください。

● 立会時間および報酬

1日 午前 8 時 30 分～午後 8 時

半日 午前 8 時 30 分～午後 2 時または午後 2 時～ 8 時

※日額 9,600 円（半日 4,800 円）、交通費（費用弁償）として 2,600 円を支給します。

※源泉所得税を控除します。



問 選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 049-299-1753

FAX：049-297-6058 メール：soumu@town.kawajima.saitama.jp